# 固定資産税・都市計画税の 納税通知書・課税明細書を発送します

固定資産税は、毎年賦課期日である1月1日に、 土地、家屋、償却資産を所有している人が、その 固定資産の価格を基に算定された税額をその固定 資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、市街化区域内に土地、家 屋を所有している人に課税される税金です。

#### ▶税率

固定資産税は土地、家屋、償却資産の課税標準 額の合計に1.4%の割合で課税されます。

都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計 に0.3%の割合で課税されます。

▶納税通知書・課税明細書発送予定日

# 5月初旬~中旬

※平成30年度は3年に1度の土地・家屋の評価替 え年度にあたるため、発送が例年より1か月程 度遅れます。

▶問合せ 税務課 資産税係 (☎95-0148)

#### ▶第1期納期限 5月31日休

- ○次に該当する場合はご連絡ください。
- ・課税明細書の内訳と平成30年1月1日現在の資 産状況が異なる場合(平成29年中に取り壊した 家屋が記載されているなど。)
  - ※非課税物件は課税明細書に掲載されません。
- ・納税通知書および納付書の住所、氏名に誤りが ある場合
- ・その他、疑問に思う場合



# 平成30年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・ 固定資産課税台帳の閲覧について

▶問合せ 税務課 資産税係 (☎95-0148)

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地 や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固 定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較でき る制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は土地 のみ、家屋のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧とな ります。

# 〇縦覧

## ▶縦覧できるもの

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構 造・床面積・価格)
- ▶縦覧期間 4月2日月~5月31日休の午前8時30 分~午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶縦覧場所 税務課

# ▶縦覧できる人

- ①市内に所在する土地または家屋に対して課する固 定資産税の納税者
- ②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管
- ③納税者の委任を受けた代理人(委任状が必要)
- ▶持参するもの 運転免許証等、本人であることを 証明できるもの
- ※縦覧期間中(4月17日以以降)は土地・家屋名寄 帳兼課税台帳が無料で発行できます。

## 〇閲覧

- ▶閲覧できるもの 土地・家屋・償却資産課税台帳
- ▶閲覧期間 4月17日似から

午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日・ 年末年始を除く)

- ▶閲覧場所 税務課 (6月1日) おいらは市民課)
- ▶閲覧できる人
- ①市内に所在する土地・家屋・償却資産に対して課 する固定資産税の納税義務者
- ②納税義務者の同一世帯で生計を一にする親族・納 税管理人
- ③納税義務者の委任を受けた代理人(委任状が必要)
- ④土地・家屋に対して賃借権その他の使用または収 益を目的とする権利(対価が支払われるものに限 る)を有する人は、当該権利の目的である固定資 産の記載されている部分(賃貸借契約書等が必要)
- ⑤固定資産の処分をする権利を有する一定の人につ いては、当該権利の目的である固定資産(当該権 利を有することのわかるものが必要)
- ▶持参するもの 運転免許証等、本人であることを 証明できるもの